

館林市教育大綱

(案)

令和 8 年 4 月 1 日

館 林 市

■ 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、市長が、総合教育会議において教育委員会と意思の疎通を図りながら、教育に関する総合的な施策の目的や方針について定めるものです。

館林市では、令和 3 年度に館林市教育大綱の改定を行いました。この教育大綱の対象期間終了に伴い、令和 8 年度から令和 12 年度までの教育施策の目的や方針を定めるため、この度、新たな教育大綱を策定しました。

市長と教育委員会は、教育大綱に定められた事項をお互いに尊重しながら、より一層民意を反映した教育行政に取り組んでいきます。

■ 基本理念

館林市教育大綱は、館林市第 6 次総合計画の将来都市像や教育分野における基本目的、施策目的に鑑み、同計画と整合性のある総合的な教育行政の推進を図ります。

「館林市第 6 次総合計画」

○将来都市像

「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」

○基本目的

「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」

安心して子どもを産み、自信あふれる子どもに育てられ、また、誰もが生涯にわたりその個性を生かし学び続け、スポーツにも親しめる環境の整ったまちとして、豊かな心の人々と家庭が、香り高く地域文化を織りなすまちを目指します。

「館林市教育大綱」

○施策目的

- I 自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち
- II 心身ともに健全な子どもが育つ家庭や地域の教育力が高いまち
- III 生涯にわたって学び続けることができ、生きがいと活力に満ちたまち
- IV 地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまち
- V スポーツを生活に取り入れ、誰もがスポーツを楽しめるまち

■ 対象とする期間

令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間

■ 他の計画との関係

館林市教育大綱は、国や群馬県教育振興基本計画を参酌しつつ、館林市第 6 次総合計画を最上位の計画として理念を共有して策定し、毎年度作成する「教育行政方針」をその実施計画として位置づけています。

■ 重点的な取組

教育大綱の理念・目的の実現に向け、次に掲げる事項を重点的に取り組みます。

I 自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち

安全・安心できめ細やかな学習環境のもと、学校、家庭、地域が一体となって、豊かな心とたくましさを身につけた次代を担う子どもたちを育むまちづくりに取り組みます。

1 学習環境や生活環境の充実

- ・安全・安心な学校施設の整備及び衛生環境改善の推進、学校の教材教具の充実

2 教育環境の更なる充実

- ・より良い教育環境を確保するための学校適正規模・適正配置の推進

3 夢と希望の実現に向けた支援の充実

- ・奨学資金による進学支援
- ・発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・子どもの特性や状況に応じた学びの機会の確保

4 地域の教育力を生かした魅力ある学校運営

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

5 確かな学力と豊かな心を育む教育の推進

- ・命を大切にする人権教育、道徳教育の推進
- ・学びの質の向上を目指した I C T の効果的な活用
- ・心の居場所づくりと積極的な生徒指導の推進
- ・日本遺産「里沼」の学習を通じた郷土愛の醸成

- ・教職員の資質向上及び指導力向上
- ・幼児教育の充実と小学校教育への円滑な接続
- 6 「自助」や「共助」の意識を育む教育の推進
 - ・地域や家庭、関係機関等と連携した学校安全の充実と「防災教育」の推進
- 7 教育活動における食育の充実
 - ・学校の教育活動全体を通じた食に関する指導の充実
 - ・学校・家庭・地域が連携した食育の推進

Ⅱ 心身ともに健全な子どもが育つ家庭や地域の教育力が高いまち

子どもの健全育成に必要な学びと体験の環境を整備し、子どもが安全かつ安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

- 1 家庭の教育力強化を図る取組
 - ・家庭の教育力向上を目指した学習機会の充実
 - ・子育て世代を支援するための相談の場や学びの機会の充実
- 2 子どもの健全育成を促進する学びの機会の提供
 - ・青少年健全育成事業の推進
- 3 地域社会における子どもの安全・安心の確保
 - ・各種団体と連携した明るい地域づくりの推進及び強化
 - ・各種講座や啓発活動による情報モラル教育の推進及びインターネットトラブルの防止

Ⅲ 生涯にわたって学び続けることができ、生きがいと活力に満ちたまち

地域づくりの担い手が育ち、課題解決のための社会教育を展開しながら、人々の学習ニーズに合った学習活動の機会と拠点施設を充実させ、生涯にわたり学びが保障されるまちづくりに取り組みます。

- 1 生涯学習理念の普及啓発
 - ・豊かな心を育む生涯学習の奨励
 - ・学んだ成果が社会還元できる地域づくりの推進
 - ・学びはじめるきっかけづくりや学習意欲を高めるための啓発活動の充実

- ・科学を通して自ら学び、自主性や創造性を育てる体験の提供
 - ・「館林市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの自主的な読書活動の推進
- 2 生涯学習情報提供・相談体制の充実
- ・多様な学習ニーズに応えるための学習情報提供体制の充実
 - ・多様なメディアを通じた科学館情報の発信
 - ・図書、郷土資料や視聴覚資料の充実及び活用と、図書館サービスの充実
- 3 課題解決型の学習活動の促進と人材の育成・活用
- ・社会教育施設を効果的に活用した学習機会の充実
 - ・地域がかかえる課題や社会のニーズに対応した社会教育機会の提供
 - ・次代の郷土づくりの担い手となるボランティア等の人材育成
- 4 多様化する学習ニーズへの対応と個性に応じた学びの場の創出
- ・情報化社会に対応した多様な学びの場の創出
 - ・多様化する学習ニーズに応じた学びの場の拡充
 - ・様々な情報に接続できる環境の提供と、個性に対応した利用者支援
- 5 生涯学習・社会教育施設の適正な維持更新と機能充実
- ・「館林市公共施設等総合管理計画」に沿った適正な施設管理の推進と機能の充実

IV 地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまち

「里沼」をはじめとする、地域の歴史文化に愛着と誇りを持ち、魅力を発信しながら、市民が優れた芸術文化にふれ、自然や歴史と調和した魅力ある芸術文化活動を創造できるまちづくりに取り組みます。

- 1 芸術文化活動の拠点施設の充実
- ・文化施設の適切な管理の推進
- 2 芸術文化活動の推進
- ・芸術文化活動への支援と芸術鑑賞機会の充実
- 3 文化財の保存・継承・活用に向けた環境整備
- ・文化財の保護・管理、調査・研究の実施とそのための環境整備
 - ・文化財継承の支援と新たな価値付けの検討
- 4 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実

- ・文化財関連施設の運営維持と展示会等の実施
 - ・学校教育や生涯学習と連携した学習機会の充実
 - ・「館林市史」の活用による地域学習への支援
- 5 歴史文化の活用によるまちづくりの展開
- ・歴史文化や文化財を活用した独自性あるまちづくりの展開
 - ・市民や地域活動団体・民間事業者と協働した文化財の活用
- 6 日本遺産「里沼」を活用した地域の魅力発信や環境整備
- ・郷土の自然、歴史文化の魅力発信と、観光や産業振興に生かす環境の整備
- 7 官民連携による日本遺産「里沼」の活用内容の充実
- ・魅力ある「里沼」の活用による交流・関係人口増加の推進

V スポーツを生活に取り入れ、誰もがスポーツを楽しめるまち

競技スポーツを充実させ、スポーツやレクリエーション活動の場の拡充を図り、ライフスタイルなどに合わせて誰もが気軽にスポーツを楽しめるまちづくりに取り組みます。

- 1 スポーツ環境の充実
 - ・スポーツ教室及び大会等の開催によるスポーツ機会の提供
- 2 スポーツ活動への支援
 - ・スポーツ団体への支援、スポーツに関する情報の提供、学校体育施設の開放
- 3 競技スポーツの推進
 - ・競技力の向上、各種スポーツ大会の推進
- 4 スポーツ施設の適正管理
 - ・スポーツ施設の適切な維持・整備によるスポーツ環境の充実

令和8年4月1日

館林市長 多 田 善 洋